令和6年度川崎市ディーゼル車対策事業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市ディーゼル車対策事業助成金交付要綱(平成14年4月1日制定。以下「要綱」という。)の規定に基づき、川崎市ディーゼル車対策事業助成金に関し、必要な事項を定める。

(交付上限額)

第2条 要綱第5条に掲げる交付上限額について、申請が複数あった場合で、すべての交付申請総額が年度予算額を超過した場合は、すべての申請者を対象として、次の計算によりそれぞれの区分ごとの交付額を決定する。

交付額の計算方法

按分率 = 年度予算額 / 交付申請総額

交付額 = 交付上限額 × 按分率

(申請期日等)

第3条 要綱第6条に掲げる市長が別に定める期日とは、令和6年6月10日から令和6年7月9日とする。

(申請必要書類)

- 第4条 要綱第6条に掲げるその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書 (原本)
 - (2) 印鑑証明書の写し
 - (3)役員氏名等一覧表
 - (4) 低公害車の見積書の写し
 - (5) 低公害車の諸元表
- 2 申請をする者がリース事業者の場合は、前項各号に記載の書類に加え、次の書類を提 出する。
 - (1) リース先の履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書(原本)
 - (2) リース先の印鑑証明書の写し
 - (3) リース先に提出した見積書の写しまたはリース料金の算定根拠がわかる資料
 - (4) リース先の「使用の根拠の位置」が分かる書類(「車両の本拠の位置」が(2) の証明書に記載されている住所と同一である場合は提出不要)
 - (5) リース先の役員氏名等一覧表

(実績報告書の提出期日)

第5条 要綱第9条に掲げる市長が定める期日とは、車両導入が完了した日(複数台の場合は、全ての車両導入が完了した日)から起算して30日以内または令和7年3月19日のいずれか早い日とする。

(実績報告に係る必要書類)

- 第6条 要綱第9条に掲げるその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 低公害車の自動車検査証の写し
 - (2) 低公害車の請求書の写し
 - (3) 低公害車の領収書の写しまたはこれに代わるもの
 - (4) 交付決定通知書の写し
- 2 交付決定者がリース事業者の場合は、前項各号に記載の書類に加え、次の書類を提出する。
 - (1) リース先との賃貸借契約書の写し

附則

この要領は、令和6年6月10日から施行する。